

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第32号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（契約書の省略） 第37条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約書の作成を省略することができる。 （1）～（7） （略） （8）前各号に定めるもののほか、<u>200万円</u>を超えない指名競争契約又は随意契約をするとき。 2・3 （略） （随意契約のできる額） 第72条 施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、随意契約ができる額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）工事又は製造の請負 <u>400万円</u> （2）財産の買入れ <u>300万円</u> （3）物件の借入れ <u>150万円</u> （4）財産の売払い <u>100万円</u> （5）物件の貸付け <u>50万円</u> （6）前各号に掲げるもの以外のもの <u>200万円</u> （見積書） 第73条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとする場合を除き、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、見積書を徴さないことができる。 （1）（略） （2）生産物以外の物品を売り払う場合で、予定価格が<u>10万円</u>を超えないとき。 （3）支出の原因となるべき契約で予定価格が<u>200万円</u>を超えないとき。 （4）（略） （契約書の作成の省略） 第80条 第36条第1項及び第37条第2項の規定にかかわらず、建設工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事を除く。）の請負金額が<u>200万円</u>を超えないときは、契約者に工事請負請書を提出させることにより建設工事の請負契約書の作成を省略することができる。	（契約書の省略） 第37条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約書の作成を省略することができる。 （1）～（7） （略） （8）前各号に定めるもののほか、<u>100万円</u>を超えない指名競争契約又は随意契約をするとき。 2・3 （略） （随意契約のできる額） 第72条 施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、随意契約ができる額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）工事又は製造の請負 <u>250万円</u> （2）財産の買入れ <u>160万円</u> （3）物件の借入れ <u>80万円</u> （4）財産の売払い <u>50万円</u> （5）物件の貸付け <u>30万円</u> （6）前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u> （見積書） 第73条 契約担当者は、随意契約をしようとするときは、施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとする場合を除き、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、見積書を徴さないことができる。 （1）（略） （2）生産物以外の物品を売り払う場合で、予定価格が<u>5万円</u>を超えないとき。 （3）支出の原因となるべき契約で予定価格が<u>100万円</u>を超えないとき。 （4）（略） （契約書の作成の省略） 第80条 第36条第1項及び第37条第2項の規定にかかわらず、建設工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事を除く。）の請負金額が<u>100万円</u>を超えないときは、契約者に工事請負請書を提出させることにより建設工事の請負契約書の作成を省略することができる。

(本庁における物品購入契約等の取扱い)

第84条 本庁の支出負担行為担当者は、物品の購入又は物品の製造の請負に関する契約を締結しようとするときは、物品購入契約等依頼書により出納局会計検査課長に対して契約事務の依頼をしなければならない。ただし、次に掲げる物品の購入又は製造の請負に関する契約及び特別の理由があるため支出負担行為担当者が自らその契約事務を処理する必要があると認め出納局会計検査課長の同意を得たものについては、この限りでない。

(1)～(10) (略)

(11) 施行令第167条の2第1項第3号に規定する施設において製作された物品（1件の予定価格が300万円を超えない物品に限る。）

(12) 1件の予定価格が200万円を超えない物品

(13) (略)

別表第2の2（第3条、第4条の2関係）

(1) 地域振興局

区分 費目	委任	専 決			
		部長	分庁 舎副 部長	維持管 理事務 所長等	副部 長等
(略)					
9 需用費	(略)	<u>200</u> <u>万円</u> 超		<u>200万</u> <u>円以下</u>	<u>200</u> <u>万円</u> 以下
(略)	(略)	(略)			
10 役務費	(略)	<u>200</u> <u>万円</u> 超			<u>200</u> <u>万円</u> 以下
11 委託料	(略)	<u>200</u> <u>万円</u> 超 1,000 万円 未満	(略)	<u>200万</u> <u>円以下</u>	<u>200</u> <u>万円</u> 以下
工事請 負費に 準ずる 委託料	(略)	<u>400</u> <u>万円</u> 超3 億円 未満	(略)	<u>400万</u> <u>円以下</u>	<u>400</u> <u>万円</u> 以下
建設工 事に関 する委 託料	(略)	<u>200</u> <u>万円</u> 超 2,000 万円 未満	(略)	<u>200万</u> <u>円以下</u> (維持 管理事 業に係 るもの にあつ ては	<u>200</u> <u>万円</u> 以下

(本庁における物品購入契約等の取扱い)

第84条 本庁の支出負担行為担当者は、物品の購入又は物品の製造の請負に関する契約を締結しようとするときは、物品購入契約等依頼書により出納局会計検査課長に対して契約事務の依頼をしなければならない。ただし、次に掲げる物品の購入又は製造の請負に関する契約及び特別の理由があるため支出負担行為担当者が自らその契約事務を処理する必要があると認め出納局会計検査課長の同意を得たものについては、この限りでない。

(1)～(10) (略)

(11) 施行令第167条の2第1項第3号に規定する施設において製作された物品（1件の予定価格が160万円を超えない物品に限る。）

(12) 1件の予定価格が100万円を超えない物品

(13) (略)

別表第2の2（第3条、第4条の2関係）

(1) 地域振興局

区分 費目	委任	専 決			
		部長	分庁 舎副 部長	維持管 理事務 所長等	副部 長等
(略)					
9 需用費	(略)	<u>100</u> <u>万円</u> 超		<u>100万</u> <u>円以下</u>	<u>100</u> <u>万円</u> 以下
(略)	(略)	(略)			
10 役務費	(略)	<u>100</u> <u>万円</u> 超			<u>100</u> <u>万円</u> 以下
11 委託料	(略)	<u>100</u> <u>万円</u> 超 1,000 万円 未満	(略)	<u>100万</u> <u>円以下</u>	<u>100</u> <u>万円</u> 以下
工事請 負費に 準ずる 委託料	(略)	<u>250</u> <u>万円</u> 超3 億円 未満	(略)	<u>250万</u> <u>円以下</u>	<u>250</u> <u>万円</u> 以下
建設工 事に関 する委 託料	(略)	<u>100</u> <u>万円</u> 超 2,000 万円 未満	(略)	<u>100万</u> <u>円以下</u> (維持 管理事 業に係 るもの にあつ ては	<u>100</u> <u>万円</u> 以下

	違法駐車車両移動等委託料並びに庁舎の保守管理、除雪、職業訓練及び健康診断に係る委託料	(略)	<u>200万円</u> 超	(略)	400万円未満とし、知事が指定する災害関連事業に係るものにあつては1,000万円未満とする。) <u>200万円</u> 以下	<u>200万円</u> 以下
12	使用料及び賃借料	(略)	<u>150万円</u> 超			<u>150万円</u> 以下
13	工事請負費	(略)	<u>400万円</u> 超3億円未満	(略)	<u>400万円</u> 以下 (維持管理事業に係るものにあつては2,500万円未満とし、知事が指定する災害関連事業に係るものに	<u>400万円</u> 以下

	違法駐車車両移動等委託料並びに庁舎の保守管理、除雪、職業訓練及び健康診断に係る委託料	(略)	<u>100万円</u> 超	(略)	400万円未満とし、知事が指定する災害関連事業に係るものにあつては1,000万円未満とする。) <u>100万円</u> 以下	<u>100万円</u> 以下
12	使用料及び賃借料	(略)	<u>80万円</u> 超			<u>80万円</u> 以下
13	工事請負費	(略)	<u>250万円</u> 超3億円未満	(略)	<u>250万円</u> 以下 (維持管理事業に係るものにあつては2,500万円未満とし、知事が指定する災害関連事業に係るものに	<u>250万円</u> 以下

				あつては1億2,000万円未満とする。)	
14 原材料費	(略)	300万円超		300万円以下	300万円以下
15 備品購入費	(略)	300万円超	300万円以下	300万円以下	300万円以下
動物購入に係る備品購入費	(略)	300万円超	300万円以下	300万円以下	300万円以下
16 負担金、補助及び交付金	(略)	200万円超	(略)	200万円以下	200万円以下
電気、ガス、水道及び電話に係る工事負担金 (略)	(略)	200万円超	(略)	200万円以下	200万円以下
(略)					

(2) 地域振興局以外の事務所

費目	区分	委任	専決 次長
(略)			
9 需用費		(略)	200万円以下
(略)		(略)	
10 役務費		(略)	200万円以下
11 委託料		(略)	200万円以下
工事請負費に準ずる委託料	(略)		400万円以下
建設工事に関する委託料	(略)		200万円以下
違法駐車車両	(略)		200万円以下

				あつては1億2,000万円未満とする。)	
14 原材料費	(略)	160万円超		160万円以下	160万円以下
15 備品購入費	(略)	160万円超	200万円未満	160万円以下	160万円以下
動物購入に係る備品購入費	(略)	160万円超	200万円未満	160万円以下	160万円以下
16 負担金、補助及び交付金	(略)	100万円超	(略)	100万円以下	100万円以下
電気、ガス、水道及び電話に係る工事負担金 (略)	(略)	100万円超	(略)	100万円以下	100万円以下
(略)					

(2) 地域振興局以外の事務所

費目	区分	委任	専決 次長
(略)			
9 需用費		(略)	100万円以下
(略)		(略)	
10 役務費		(略)	100万円以下
11 委託料		(略)	100万円以下
工事請負費に準ずる委託料	(略)		250万円以下
建設工事に関する委託料	(略)		100万円以下
違法駐車車両	(略)		100万円以下

移動等委託料 並びに庁舎の 保守管理、除 雪、職業訓練 及び健康診断 に係る委託料		下
12 使用料及び賃借料	(略)	<u>150万円</u> 以下
13 工事請負費	(略)	<u>400万円</u> 以下
14 原材料費	(略)	<u>300万円</u> 以下
15 備品購入費	(略)	<u>300万円</u> 以下
動物購入に係る備品購入費	(略)	<u>300万円</u> 以下
16 負担金、補助及び交付金	(略)	<u>200万円</u> 以下
電気、ガス、水道及び電話に係る工事負担金	(略)	<u>200万円</u> 以下
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第4 (第4条関係)

専決区分 費目	部局長	課長	課長補佐
(略)			
11 需用費		<u>200万円</u> 超	<u>200万円</u> 以下
(略)		(略)	
12 役務費		<u>200万円</u> 超	<u>200万円</u> 以下
13 委託料	(略)	<u>200万円</u> 超	<u>200万円</u> 以下
工事請負費に準ずる委託料	(略)	<u>400万円</u> 超 3億円未満	<u>400万円</u> 以下
建設工事に関する委託料	(略)	<u>200万円</u> 超 2,000万円未満	<u>200万円</u> 以下
違法駐車車両		<u>200万円</u>	<u>200万円</u>

移動等委託料 並びに庁舎の 保守管理、除 雪、職業訓練 及び健康診断 に係る委託料		下
12 使用料及び賃借料	(略)	<u>80万円</u> 以下
13 工事請負費	(略)	<u>250万円</u> 以下
14 原材料費	(略)	<u>160万円</u> 以下
15 備品購入費	(略)	<u>160万円</u> 以下
動物購入に係る備品購入費	(略)	<u>160万円</u> 以下
16 負担金、補助及び交付金	(略)	<u>100万円</u> 以下
電気、ガス、水道及び電話に係る工事負担金	(略)	<u>100万円</u> 以下
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第4 (第4条関係)

専決区分 費目	部局長	課長	課長補佐
(略)			
11 需用費		<u>100万円</u> 超	<u>100万円</u> 以下
(略)		(略)	
12 役務費		<u>100万円</u> 超	<u>100万円</u> 以下
13 委託料	(略)	<u>100万円</u> 超	<u>100万円</u> 以下
工事請負費に準ずる委託料	(略)	<u>250万円</u> 超 3億円未満	<u>250万円</u> 以下
建設工事に関する委託料	(略)	<u>100万円</u> 超 2,000万円未満	<u>100万円</u> 以下
違法駐車車両		<u>100万円</u>	<u>100万円</u>

	移動等委託料、単価契約に基づく委託料並びに庁舎の保守管理（本庁舎及び2以上の庁舎に係るものを除く。）、除雪、職業訓練及び健康診断に係る委託料		<u>円超</u>	<u>円以下</u>
14	使用料及び賃借料		<u>150万円超</u>	<u>150万円以下</u>
15	工事請負費	(略)	<u>400万円超3億円未満</u>	<u>400万円以下</u>
16	原材料費		<u>300万円超</u>	<u>300万円以下</u>
(略)				
18	備品購入費	(略)	<u>300万円超500万円未満</u>	<u>300万円以下</u>
	動物購入に係る備品購入費		<u>300万円超</u>	<u>300万円以下</u>
19	負担金、補助及び交付金	(略)	<u>200万円超1,000万円未満</u>	<u>200万円以下</u>
	法令又は条例の規定により交付基準が定められている負担金、補助金（医療に関するものに限る。）及び交付金並びに電気、ガス、水道及び電話に係る工事負担金（略）		<u>200万円超</u>	<u>200万円以下</u>
(略)				
21	貸付金	(略)	<u>200万円超1,000</u>	<u>200万円以下</u>

	移動等委託料、単価契約に基づく委託料並びに庁舎の保守管理（本庁舎及び2以上の庁舎に係るものを除く。）、除雪、職業訓練及び健康診断に係る委託料		<u>円超</u>	<u>円以下</u>
14	使用料及び賃借料		<u>80万円超</u>	<u>80万円以下</u>
15	工事請負費	(略)	<u>250万円超3億円未満</u>	<u>250万円以下</u>
16	原材料費		<u>160万円超</u>	<u>160万円以下</u>
(略)				
18	備品購入費	(略)	<u>160万円超500万円未満</u>	<u>160万円以下</u>
	動物購入に係る備品購入費		<u>160万円超</u>	<u>160万円以下</u>
19	負担金、補助及び交付金	(略)	<u>100万円超1,000万円未満</u>	<u>100万円以下</u>
	法令又は条例の規定により交付基準が定められている負担金、補助金（医療に関するものに限る。）及び交付金並びに電気、ガス、水道及び電話に係る工事負担金（略）		<u>100万円超</u>	<u>100万円以下</u>
(略)				
21	貸付金	(略)	<u>100万円超1,000</u>	<u>100万円以下</u>

法令又は条例 若しくは規則 の規定により 貸付基準が定 められている 貸付金	万円未 満 <u>200 万</u> 円超	<u>200 万</u> 円以下
(略)		
備考 (略)		
別表第 8 (第115条関係)		
(略)		
備考		
1 次に掲げる契約その他の行為は、請求のあつたときにおいて、かつ、請求のあつた額の範囲内において、支出負担行為として整理することができる。		
ア (略)		
イ 1 支出負担行為の金額が <u>200万円</u> (食糧費については <u>50万円</u>)を超えず、かつ、契約後 2 月以内に総額で支出命令を発する見込みの契約(契約書の作成を省略するものに限る。)で次に掲げる費目に係るもの		
(1)～(9) (略)		
ウ・エ (略)		
2～4 (略)		
別記 (第78条関係)		
建設工事請負基準約款 (工程表及び請負代金内訳書)		
第 3 条 受注者は、請負金額が <u>200万円</u> を超える工事については、契約締結の日(当該工事が施工の時期を選択することができる工事であつて施工の時期について発注者の承認を受けたものである場合にあつては、当該承認を受けた工事の施工の時期の開始の日。第 3 項において同じ。)から起算して 7 日以内に設計図書に基づき、工事に関する工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。		
2～5 (略)		

法令又は条例 若しくは規則 の規定により 貸付基準が定 められている 貸付金	万円未 満 <u>100 万</u> 円超	<u>100 万</u> 円以下
(略)		
備考 (略)		
別表第 8 (第115条関係)		
(略)		
備考		
1 次に掲げる契約その他の行為は、請求のあつたときにおいて、かつ、請求のあつた額の範囲内において、支出負担行為として整理することができる。		
ア (略)		
イ 1 支出負担行為の金額が <u>100万円</u> (食糧費については <u>30万円</u>)を超えず、かつ、契約後 2 月以内に総額で支出命令を発する見込みの契約(契約書の作成を省略するものに限る。)で次に掲げる費目に係るもの		
(1)～(9) (略)		
ウ・エ (略)		
2～4 (略)		
別記 (第78条関係)		
建設工事請負基準約款 (工程表及び請負代金内訳書)		
第 3 条 受注者は、請負金額が <u>100万円</u> を超える工事については、契約締結の日(当該工事が施工の時期を選択することができる工事であつて施工の時期について発注者の承認を受けたものである場合にあつては、当該承認を受けた工事の施工の時期の開始の日。第 3 項において同じ。)から起算して 7 日以内に設計図書に基づき、工事に関する工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。		
2～5 (略)		

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日前になされた支出負担行為に係る支出の命令並びにこれに併せて行う歳入の徴収及び歳入歳出外現金等の受払通知をする権限については、なお従前の例による。
- この規則による改正後の新潟県財務規則第37条第 1 項第 8 号及び第80条の規定は、この規則の施行の日以後に指名競争入札に係る入札事項の通知その他の県による契約の申込みの誘引が行われる契約に係る契約書の作成の省略について適用し、同日前に指名競争入札に係る入札事項の通知その他の県による契約の申込みの誘引が行われた契約に係る契約書の作成の省略については、なお従前の例による。